

かかみがはら
安心ねっとわーく
の手引き



1. 事業目的

各務原市では、平成24年から、団塊の世代が高齢期に入っています。平成26年には、高齢化率が25%を超え、高齢化が一層進行すると見込まれています。

そのため各務原市では、このような状況の中、高齢者が安心して生活できる地域ケアのネットワークの構築が必要と考えています。

「かかみがはら安心ねっとわーく」は、第5期かかみがはら高齢者総合プランのもと、市と各事業者及び地域住民が連携して、市民の孤立死防止や安否確認及び行方不明者の早期発見のための情報提供を図るネットワークを組織し、市民の安心安全体制の構築を図ることを目的としています。

【第5期かかみがはら高齢者総合プラン】

- 基本理念 老後も安心して暮らせる高齢者にやさしいまち各務原をめざして
- ポイント 地域福祉力を活かした総合的な地域包括ケア体制の構築
- 施策方向 病診福祉（介護）の連携強化
 - ・より強固な連携体制の構築と地域の見守り体制の充実
- 取組内容 ○近隣ケアグループの活動の推進・支援
○福祉コミュニティのネットワーク化
○認知症対応ネットワーク化
○認知症高齢者への見守り体制の強化
○虐待防止ネットワークによる早期発見・早期対応

2. ネットワークの概要

以下の2つのネットワークを総合した「かかみがはら安心ねっとわーく」を構築する。

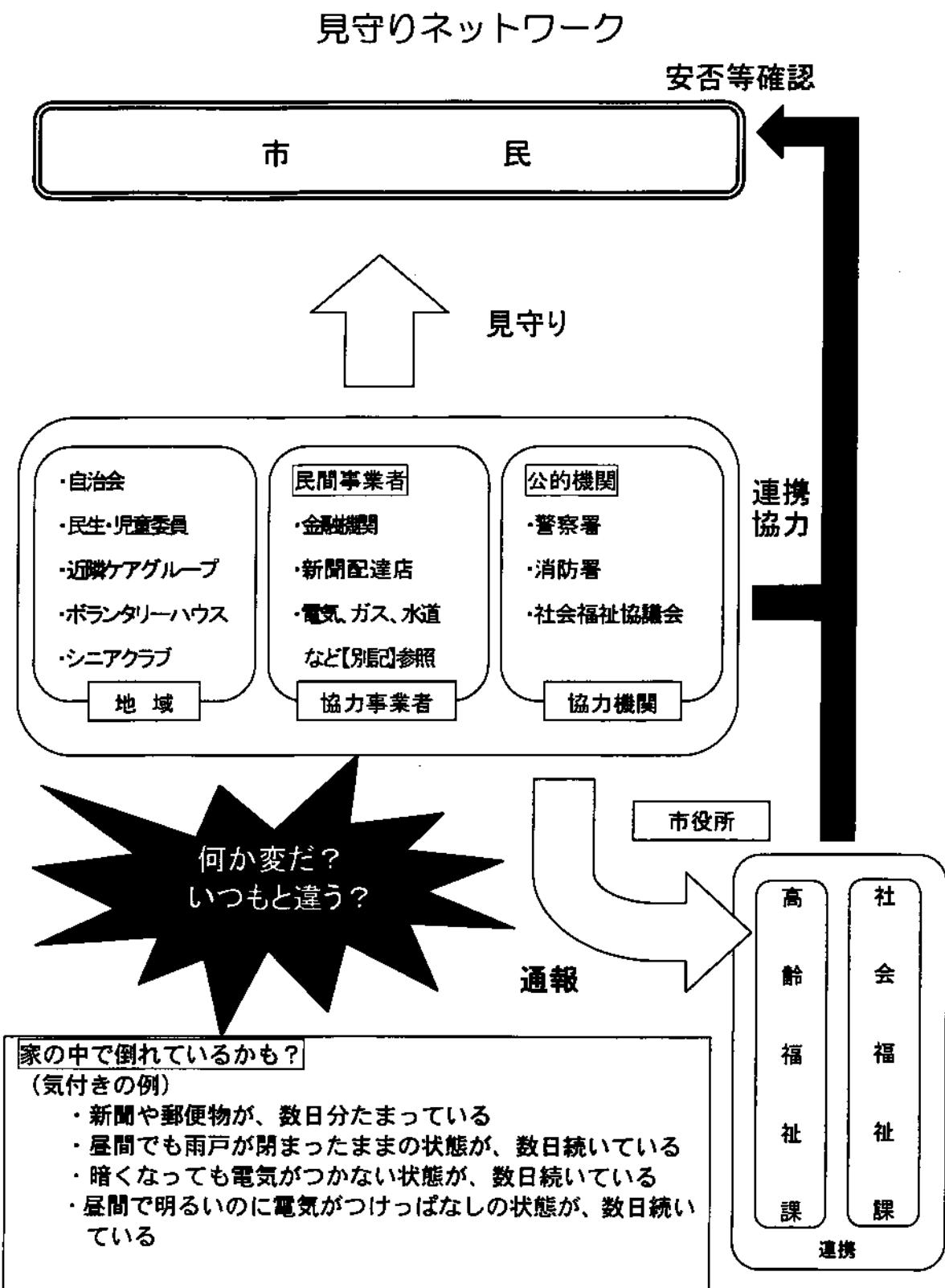
(1)見守りネットワーク

孤立死を防止するとともに早期発見するため、異変に気づいたとき市へ連絡し安否確認を行えるよう、関係者・関係機関等によるネットワークを構築する。

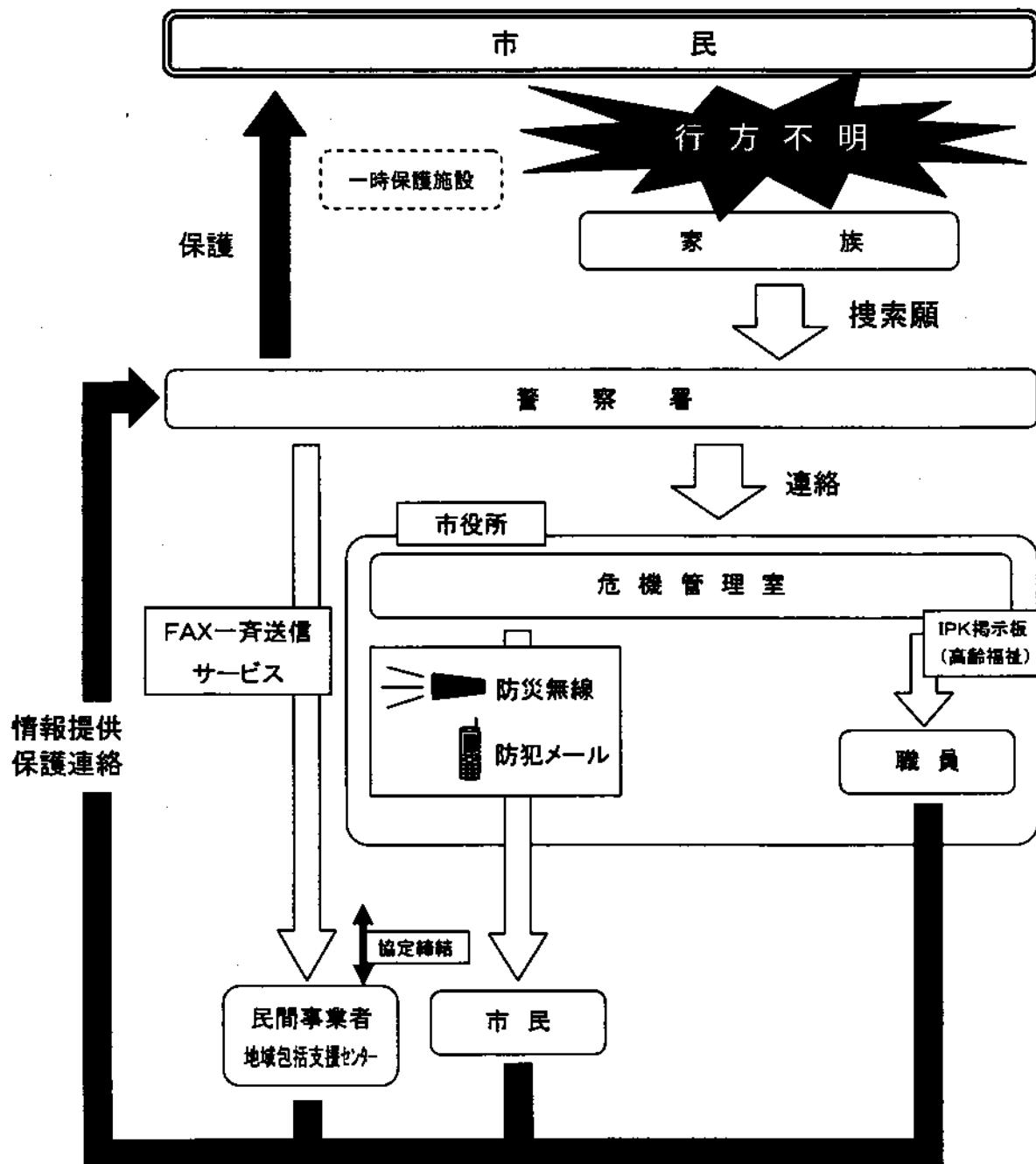
(2)SOS ネットワーク

徘徊等により行方不明となった市民を、早期発見・保護につなげるため、関係者・関係機関等によるネットワークを構築する。

3. ネットワーク体制フロー図



SOS ネットワーク



※事前登録制度の活用

日常的な徘徊については、行方不明になる可能性のある方の名前や特徴、写真などの情報を、ご家族の同意を得て、近隣や地域の事業所に協力依頼を配布するなどにより早期発見につなげる。

※発見後のケア体制

徘徊発見後、地域包括支援センターが当該高齢者のケアを行うため、家族からの情報提供を得られる仕組みをつくる。

高齢者支援 市民生活支援

4. 役割について

見守りネットワーク

○地域住民

- ・日常生活の見守り・支援活動を通して、高齢者等の異変等を発見した場合は、速やかに高齢福祉課又は地域包括支援センターに通報する。
- ・発見時に、すでに倒れている人や、緊急性があると判断した場合は、警察署又は消防本部に通報する。

家の中で倒れているかも？

(気付きの例)

- ・新聞や郵便物が、数日分たまっている
- ・昼間でも戸戸が閉まったままの状態が、数日続いている
- ・暗くなても電気がつかない状態が、数日続いている
- ・昼間で明るいのに電気がつけっぱなしの状態が、数日続いている

○協力事業者・機関

- ・日中の業務の範囲内で、高齢者等の異変等を発見した場合は、すみやかに高齢福祉課まで通報する。
- ・発見時に、当該市民がすでに倒れている場合や、緊急性があると判断した場合は、警察署又は消防本部に通報する。

○地域包括支援センター

- ・地域住民及び協力事業者から連絡を受けた場合は、状況を確認し、速やかに高齢福祉課まで連絡をする。
- ・特に対象者が高齢者の場合は、その後に必要な支援や対応を行う。

包括支援センターとは

- ・高齢者のみなさんが住みなれたまちで安心して暮らしていくように、相談を受け支援する、市町村が運営している機関です。
- ・包括支援センター内には、主任ケアマネジャー・保健師・社会福祉士があり、地域に関係機関と協力して、高齢者の支援を行います。
- ・包括支援センターは市内に7箇所あり、それぞれ小学校区により担当区域が分かれています。

○市役所

- ・通報の窓口は高齢福祉課とし、状況確認後、担当課と連携し、対象者の情報収集を行う
- ・必要に応じて他機関への情報提供を依頼する。
- ・協力事業所・関係機関等と情報を共有し、すみやかに安否等確認を行う。
- ・必要な庶務は高齢福祉課が行う。
- ・高齢福祉課を中心にネットワークの連携協力に努める。
- ・必要に応じて、関係者、関係機関、協力事業者と連絡会議を開催する。

SOSネットワーク

○地域住民

- ・市からの防災無線及び防犯メールによる対象者の情報をもとに、
地域周辺で対象者の新たな情報を得た場合は、すみやかに警察署に通報する。
- ・発見・保護した場合も、すみやかに警察署に通報する。

○協力事業者・機関

- ・警察署からのFAXによる情報をもとに、業務の範囲内で、対象者に関する新たな情報を得た場合は、すみやかに警察署に通報する。
- ・発見・保護した場合も、すみやかに警察署に通報する。
- ・必要に応じて、他の協力事業所及び関係機関と情報共有の協力をする。

○地域包括支援センター

- ・対象者の情報を警察に連絡し、高齢者の場合は、高齢福祉課にも連絡する。
- ・対象者が高齢者の場合は、保護した後の必要な支援や対応を行う。
- ・地域住民及び協力事業者等から連絡を受けた場合は、状況を確認するとともに、
関係機関に連絡する。

○警察署

- ・家族等からの捜索願が出された後、市役所危機管理室まで連絡をし、協力事業所・
関係機関等へは、FAX一斉送信サービスによる情報提供を行う。
- ・地域住民・協力事業所・協力機関等から情報提供又は保護の連絡を受け、対象者
を保護する。

○市役所

- ・危機管理室が行方不明対象者の情報を警察署から受ける。
- ・危機管理室は、地域住民に防災無線と防犯メールで連絡し、情報提供を促す。
- ・必要な庶務は高齢福祉課が行う。(IPK掲示板掲載等)
- ・高齢福祉課を中心にネットワークの連携協力に努める。
- ・必要に応じて、関係者、関係機関、協力事業者と連絡会議を開催する。

5. 通報先

小学校区	名 称	所在地	電話番号
各務 八木山 中央☆1	地域包括支援センター カーサ・レスペート	各務6803-1	058-385-3912
那加第一 尾崎 蘇原第一	地域包括支援センター 飛鳥美谷苑	那加西市場町7丁目 285-1	058-371-3081
鵜沼第一 鵜沼第三 緑苑	地域包括支援センター ジョイフル各務原	鵜沼小伊木町3丁目 170-1	058-379-2521
陵南 鵜沼第二 中央☆2	地域包括支援センター かかみ野	鵜沼各務原町9丁目 195	058-384-8844
那加第二 那加第三 蘇原第二	地域包括支援センター 社会福祉協議会	那加桜町2丁目 163	058-383-7624
稻羽西 稻羽東	地域包括支援センター つつじ苑	大佐野町2丁目58	058-371-2226
川島	地域包括支援センター リバーサイド川島園	川島河田町1348	0586-89-2979

中央☆1 自治会（船山・坂井・東島・各務西組第1）

中央☆2 中央☆1以外

各務原市 高齢福祉課 高齢福祉係

(直通) **058-383-1779**

(代表) **058-383-1111 内線 2534~2539**

「かかみがはら安心ねっとわーく事業」に関する協定書

各務原市（以下「甲」という。）と●●●（以下「乙」という。）は、かかみがはら安心ねっとわーく事業（以下「安心ねっとわーく事業」という。）を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市民が住み慣れた地域で安心して生活することができる環境整備を図るため、市が実施する安心ねっとわーく事業の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

（事業の内容）

第2条 甲と乙は、安心ねっとわーく事業の推進を図るため、次に掲げる事項を行うものとする。

2 乙は、市内において業務活動中に市民の異変等に気付いたときは、市へ連絡を行うものとする。ただし、緊急性があると判断したときは、必要な措置を行うとともに、各務原警察署又は各務原市消防本部へ通報するものとする。

3 甲は、乙から連絡を受けたときは、直ちに状況を確認し適切な支援のほか関係者及び関係機関との連絡調整を図るものとする。

4 甲は、徘徊等により行方不明となった市民の早期発見・保護につなげるため、各務原警察署を通じ乙に行方不明者の情報を提供する。

5 乙は、甲から情報提供を受けたときは、業務活動に支障のない範囲において、早期発見・保護に努めるものとする。

6 甲と乙は、安心ねっとわーく事業を効果的に推進するため、定期的に情報交換や協議を行うものとする。

(活動の範囲)

第3条 安心ねっとわーく事業の活動範囲は、乙に所属する職員の身体に危険が及ぼない範囲とし、連絡内容の適否等について乙は、一切の責任を負わないものとする。

(協定期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも改廃の申し入れがない場合は、更に1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

(守秘義務)

第5条 甲は、この協定に基づき乙から提供を受けた情報の取扱いについて、乙に不利益が生じないように配慮するものとする。

2 乙は、安心ねっとわーく事業で知り得た個人情報を漏洩してはならない。協定期間が満了した後も同様とする。

(協定の見直し)

第6条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出た場合は、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

(疑義の決定)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協議書は、協定を締結した日から効力が発生する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 各務原市長

乙 ●●●

かかみがはら安心ねっとわーく事業実施要綱

(平成25年11月19日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域社会全体で見守りのネットワークを構築することにより、市民の孤立死防止、安否確認及び行方不明者の早期発見を行うほか、市民が住み慣れた地域で安心して生活することができる環境整備を図るため、市が実施するかかみがはら安心ねっとわーく事業（以下「ネットワーク事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 ネットワーク事業は、次に掲げるネットワークを統合した事業をいう。

- (1) 見守りネットワーク 市民の孤立死を防止するため、異変に気付いたときに市へ連絡し安否確認を行うための関係者及び関係機関によるネットワーク
- (2) SOSネットワーク 徘徊等により行方不明となった市民を早期発見・保護につなげるための関係者及び関係機関によるネットワーク

(構成員)

第3条 ネットワーク事業の構成員（以下「構成員」という。）は、市、関係者及び関係機関並びに市内に事業所を有する法人又は団体で、ネットワーク事業の趣旨に賛同し市と連携協定を締結したもの（以下「協力事業者」という。）とする。

(事業内容)

第4条 協力事業者は、市内における業務活動中に市民の異変等に気付いたときは、市に連絡を行うものとする。ただし、協力事業者が当該市民の異変等に緊急性があると判断したときは、必要な措置を行うとともに、各務原警察署又は各務原市消防本部に通報するものとする。

2 市は、協力事業者から連絡を受けたときは、状況を確認し適切な支援を行うほか関係者及び関係機関との連絡調整を図るものとする。

(会議の開催)

第5条 市は、ネットワーク事業の推進のため、必要に応じて関係者、関係機関及び協力事業者と連絡会議を開催するものとする。

(守秘義務)

第6条 構成員は、ネットワーク事業の実施により知り得た個人情報を、ネットワーク事業の目的以外に利用し、又は漏洩してはならない。構成員でなくなった後も同

様とする。

(庶務)

第7条 ネットワーク事業の庶務は、各務原市健康福祉部高齢福祉課で処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるものほか事業の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。